



平成 24 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社フェヴリナホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 松浦 正英  
(コード番号 3726 東証マザーズ)  
問合せ先 管理本部長 堀川 大輔  
(TEL. 092 - 720 - 5460)

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 9 日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成 24 年 12 月 21 日開催予定の第 10 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100 株を 1 単位とするため、株式を分割するとともに単元株制度を採用いたします。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 24 年 12 月 21 日開催予定の第 10 期定時株主総会において、下記の定款の一部変更の件が承認されることを条件に、平成 25 年 3 月 31 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録されていた株主の所有株式数 1 株につき 10 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	580,867 株
今回の株式分割により増加する株式数	5,227,803 株
株式分割後の発行済株式総数	5,808,670 株
株式分割後の発行可能株式総数	12,000,000 株

(注) 上記の発行済株式総数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

基準日設定公告	平成 25 年 3 月 1 日
基準日	平成 25 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 25 年 4 月 1 日

##### (4) その他

今回の株式分割に際し、資本金の額に変更はありません。

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 採用する単元株式の数

平成 24 年 12 月 21 日開催予定の第 10 期定時株主総会において、下記の定款の一部変更の件が承認されることを条件に、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日

(注) 平成 25 年 3 月 27 日をもって、東京証券取引所マザーズ市場における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

#### (3) 単元未満株式の取扱い

株式分割及び単元株式数の変更に伴い、株式分割後の 100 株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式をご所有の株主さまは、取引所市場でご所有の単元未満株式を売買することはできませんが、以下の制度をご利用いただくことができます。

##### ①単元未満株式の買増制度（100 株への買増）

株主さまがご所有する単元未満株式とあわせて 1 単元（100 株）となるよう、当社株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

##### ②単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、株主さまがご所有する単元未満株式を買い取ることを請求できる制度です。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の理由

上記の株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 4 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします。

①発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。

②株式の単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条（単元株式数）を新設いたします。

③議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設いたします。

④単元未満株主への権利行使の機会を提供するため、第 9 条（単元株未満株式の買増し）を新設いたします。

⑤条文の新設に伴う条数の変更を行うとともに、効力発生日を明確にするため、附則を新設いたします。

#### (2) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成24年12月21日

定款変更の効力発生日 平成25年4月1日

(3) 定款変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。

(変更箇所は下線部で表示)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,200,000株</u>とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第7条～<u>37条</u> (条文を省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,000,000株</u>とする。</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第9条 当社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第10条～第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第6条～第9条の変更及び新設の効力発生日は平成25年4月1日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを自動的に削除されるものとする。</u></p>

## 5. 新株予約権行使価格の調整

株式分割に伴い、新株予約権（ストック・オプション）の行使価格を平成25年4月1日以降、次のとおり調整いたします。

平成15年6月26日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権（ストック・オプション）

調整前行使価格 4,280円

調整後行使価格 428円

平成16年6月23日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権（ストック・オプション）

調整前行使価格 24,101円

調整後行使価格 2,410.1円

平成17年6月28日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権（ストック・オプション）

調整前行使価格 14,644円

調整後行使価格 1,464.4円

平成18年6月23日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権（ストック・オプション）

調整前行使価格 3,713円

調整後行使価格 371.3円

平成19年6月27日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権（ストック・オプション）

調整前行使価格 3,750円

調整後行使価格 375円

以上